

## ○資本関係、人的関係のある会社の同一入札への制限について（建設工事）

### 資本関係・人的関係の取り扱い

#### ・資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

①親会社と子会社の関係にある場合

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

※ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除きます。

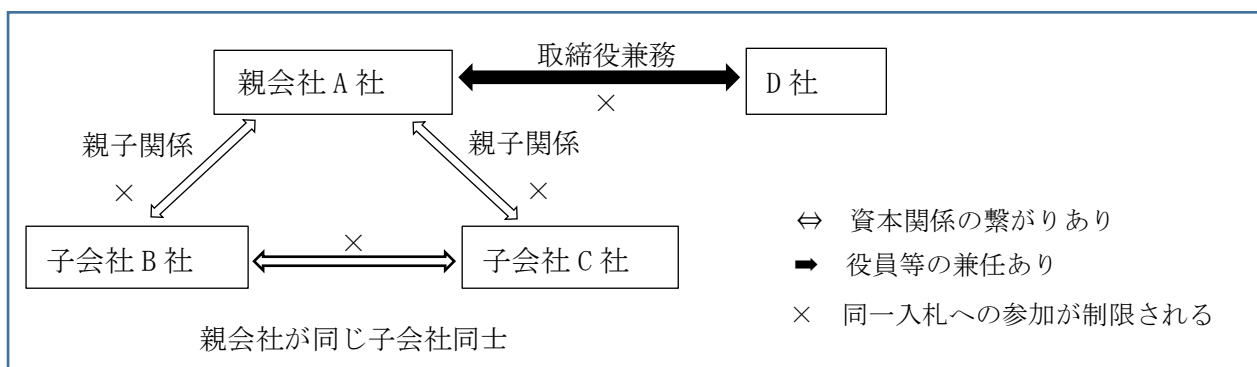
#### ・人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

①一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等を現に兼ねている場合。

②一方の会社の役員等が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

※①については、会社の一方が更生会社または再生手続きが存続中の会社である場合は除きます。



### 親会社、子会社の定義

会社法第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する親会社・子会社を言います。

#### 第 2 条第 3 号 子会社の定義

会社とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

#### 第 2 条第 4 号 親会社の定義

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

### 役員等の定義

①会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

②取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）

③会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人

④委員会設置会社における執行役又は代表執行役

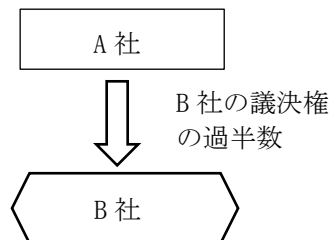
⑤個人事業主及び組合の役員

※監査役及び執行役員は、該当しません。

※資本関係及び人的関係に該当する者、若しくは資本関係又は人的関係に該当する者を以下「親子会社等」という

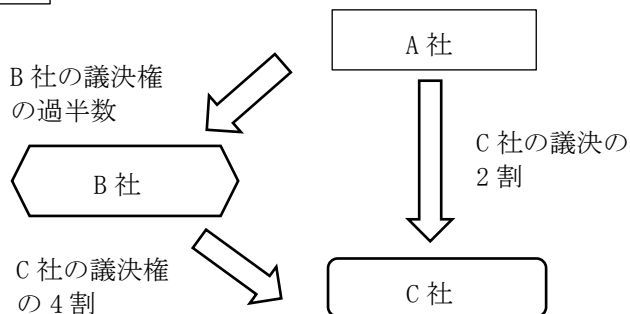
○親会社と子会社の例

ケース I



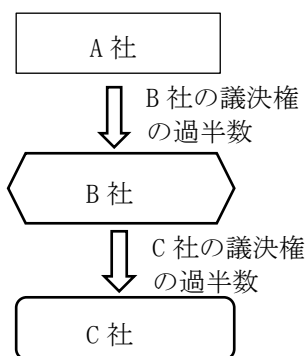
A社は、B社の「親会社」  
B社は、A社の「子会社」

ケース II



B社は、A社の「子会社」であり、親会社であるA社及び子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、会社法第2条の規定により、A社はC社の「親会社」とみなされ、C社はA社の「子会社」とみなされる。

ケース III



B社は、A社の「子会社」であり、子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、会社法第2条の規定により、A社は、C社の「親会社」とみなされ、C社は、A社の「子会社」とみなされる。